

# 令和6年 介護用品（紙おむつ等）事業

介護用品を使用している要介護者や障がい者（児）の経済的負担を軽減するため、介護用品（紙おむつ等）事業を行います。

## ■ 対象者

町内に住所を有し、かつ、介護保険施設に入所していない方（入院中は除く）で、次のどちらかに該当する方

- ① 要支援2以上の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方
- ③ 指定難病の方（指定難病医療受給者証をお持ちの方）

## ■ 対象となる介護用品

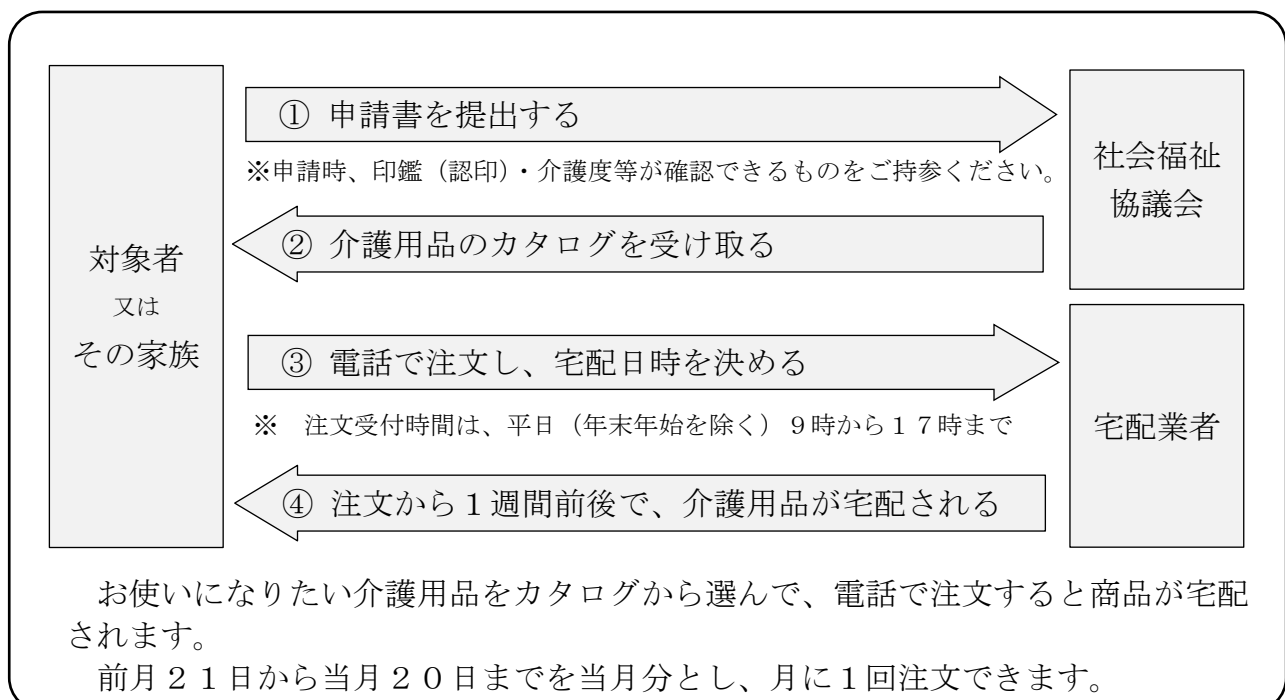
- ① 紙おむつ
- ② 尿取りパット
- ③ 使い捨て手袋
- ④ 清しき剤
- ⑤ ドライシャンプー
- ⑥ おしりふきタオル
- ⑦ 介護シート

## ■ 事業の上限額

	要介護5 <sup>*1</sup> の方	左記以外の方
利用上限額／月	8,000円／月	6,000円／月

※1 令和6年1月1日（令和6年1月以降に申請の方は申請日）を基準日として要介護度を判断します。身体障害者等級1級・指定難病・障害者支援区分6・療育手帳マルAの方は要介護5と同等とします。

## ■ 事業の利用の流れ



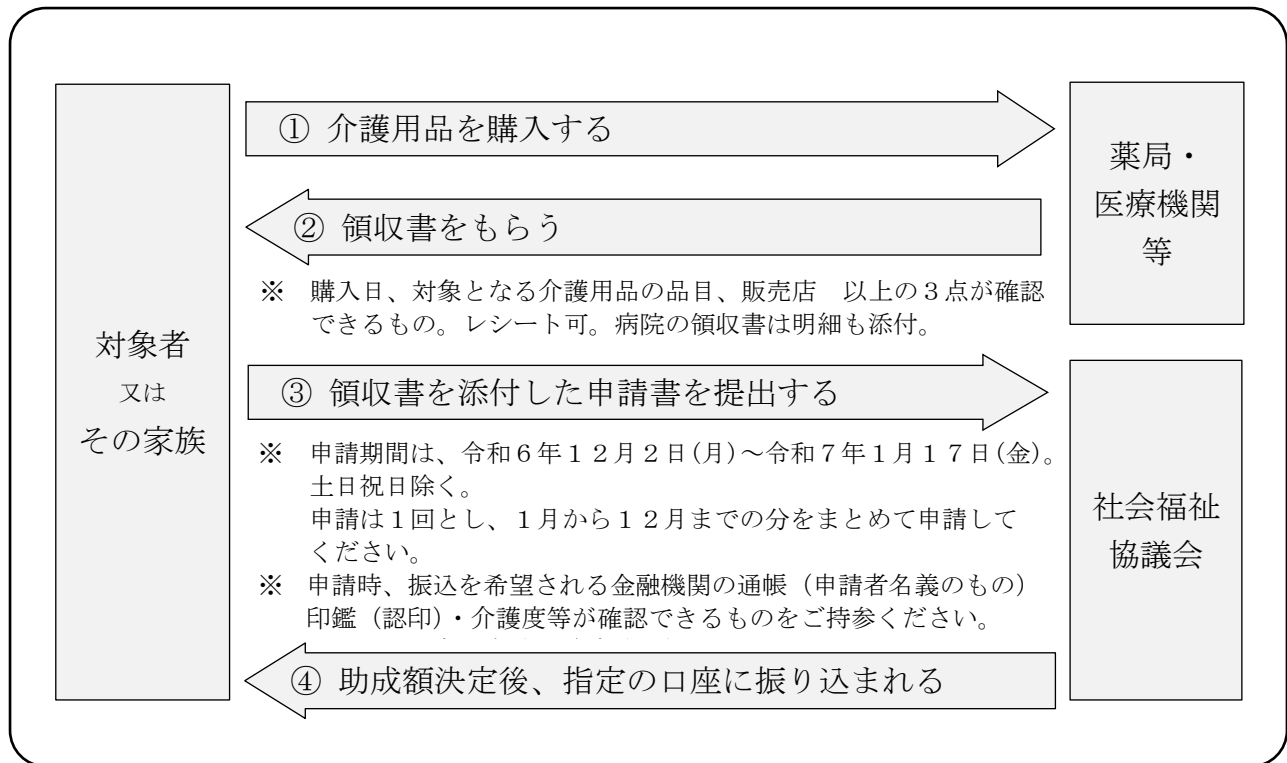
## ■ 購入費助成について

介護用品事業は原則、宅配のみとなりますが、入院中の介護用品代等については、購入費助成の対象となります。

(例) ・入院中に病院から請求された介護用品代

・子供用おむつ使用の児童 等

※利用上限額については宅配利用分を含めた月の上限額までとなります。



## 社会福祉法人 大子町社会福祉協議会

〒319-3526 大子町大字大子722-1 大子町文化福祉会館「まいん」内

TEL 0295-72-2005 FAX 0295-72-1121